

「南三陸町防災士育成事業費補助金」を活用して防災士の資格を取得した、及川拓海さんに資格を取得したきっかけや今後の展望などをお聞きしました!



- Q1** なぜ防災士の資格を取得しようと思われましたか。
- A1** 自ら積極的に防災に関する知識を得て、災害に対する備えをすることが必要だと考え、防災士の資格を取得しようと思いました。
- Q2** 防災士の資格を取得して得たことを、どのように地域などでの活動に役立てようとしていますか。
- A2** 防災・減災活動をする上で、地域コミュニティの形成が重要と考えています。積極的に日頃から地域の人と関わりをもち、コミュニケーションをとることが大切だと思います。

- Q3** 現在、実際に取り組まれていることがありましたらご紹介ください。
- A3** 私は大学で地域防災について学んでおります。災害を研究している教授の学会などに出席し、防災について学んだことを中高生へ伝える活動をしています。
- Q4** 今後の目標をお聞かせください。
- A4** 防災士としてのスキルアップと自ら災害に強い地域づくりに参加し、自分が得た知識や情報を共有していきたいと思っています。

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～10月11日は「犯罪の防止に向けた活動を行う日」です～

10月11日から20日は全国地域安全運動が実施されます。

10月11日は国の「安全・安心なまちづくりの日」です。

全国地域安全運動は、防犯協会をはじめとする地域安全に関する機関、団体、そして警察が期間を定め、地域安全運動をさらに強化するとともに、安心して暮らせる美しい地域社会の実現を図ることを目的に昭和52年より毎年開催している運動です。平成17年には、各地域における取組意欲をさらに高めるため、10月11日が国の「安全・安心なまちづくりの日」と定められました。

子どもを犯罪から守りましょう!

子どもが巻き込まれる痛ましい事件が相次いで起きています。子どもを取り巻く環境が変わってきている中で、今の時代にあった安全対策が必要です。子どもを守れるのもとも影響力の大きい人は、誰よりも親であるという意識を持って「うちの子は大丈夫」という根拠のない思い込みがないか、もう一度安全対策を見直してみましょう。

防犯チェックポイント

- ◆知らない人にはついていかない。
- ◆ひとりで遊ばない。
- ◆外に出かける時は、おうちの人に。
  - 誰と、どこで遊ぶか(勉強するかなど)。
  - 何時頃帰ってくるかを言って出かける。
- ◆連れていかれそうになったら大声で「助けてー!」と叫ぶ。



日頃から「話す、聞く」を習慣づけ、子どもの様子をよく見て普段と異なるときは優しく声をかけてあげましょう。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

道路の通行規制のお知らせ

町道横断1号線の道路拡幅工事に伴う落石防護柵設置のため、道路の通行規制を行います。

町民皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

**場 所:** 町道横断1号線 南三陸町志津川字秋目川～入谷字天神地内(秋目川バス停より北側、約200m区間)

**規制内容:** 全面通行止め  
**期間・時間:** 10月2日(月)～11月30日(木)(土日除く)  
 午前9時～午後5時

**その他:** 作業時間外は片側交互通行規制となります。落石防護柵設置の作業完了後は、道路拡幅工事の作業完了まで24時間の片側交互通行規制となります。

	10月2日～11月30日 ※約2カ月間	12月1日～令和7年3月31日 ※約1年4カ月間
昼間 (午前9時～午後5時)	全面通行止め (土日除く)	
それ以外 (午後5時～午前9時)	片側交互通行	

※規制期間・規制時間は前後する場合があります。



☎ 建設課 土木係 ☎46-1377

町の事務事業に関する「困りごと」はありませんか?

町では、町の事務事業に関する「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、全ての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業に関する、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1381 (直通)	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

利用実績 (令和4年8月1日～令和5年8月31日)

相談方法	件数
電話	6件
電子メール	5件
面談	4件
専用フォーム	30件
計	45件

相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取り扱いをされることはありません。

なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。